

新潟県高等学校演劇協議会規約

第1条 (名 称) 本会は新潟県高等学校演劇協議会と称する。

第2条 (事務局) 本会は事務局を事務局長が在任する学校内に置く。

第3条 (目 的) 本会は新潟県における高校演劇の育成指導につとめ、その向上をはかることを目的とする。

第4条 (事 業) 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 演劇教育に関する調査研究
2. 講習会・合同発表会などの開催
3. 新潟県高校演劇研究機関相互の情報交換および連絡
4. 講習会・コンクール等の場合における講師・審査員の斡旋、及び補助
5. 高校演劇に関する共通の困難に対する処理
6. 高校演劇関係図書を紹介
7. 全国及び県内各地の高校演劇の交流
8. その他

第5条 (組 織) 本会は新潟県高等学校演劇部の顧問、及び演劇部員によって構成され、各高校演劇部（もしくはそれに準ずる団体）単位に加入を認める。

第6条 (役 員) 本会は次の役員をおく。役員の任期は1年であるが、再任を妨げない。

1. 会 長 会長は加盟校の学校長から委員会の推薦により総会で決定する。会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 委員長 委員長は1名おく。委員会の推薦により総会で決定する。委員会及び常任委員会を代表し、統括する。本会運営上の一切の業務を行い、会長事故のある時はその職務を代行する。
3. 副委員長 副委員長は必要に応じて1～2名おく。委員会の推薦により総会で決定する。委員長事故のある時はその職務を代行する。
4. 委 員 上・中・下越地区からそれぞれ3～6名程度おく。地区顧問会議より推薦され、総会で承認される。委員は会務の計画立案及び執行にあたる。
5. 会計監査 会計監査は1名おく。会計監査は総会で選出する。
6. 顧 問 若干名。高校演劇に関係の深い有識者より委員会が推薦し、総会で承認の上、会長が委嘱する。
7. 事務局 事務局長は1名おき、その他事務局員により構成される。委員会より推薦され、総会で承認される。本会の事務を行う。

第7条 (会議) 本会は会を運営するために以下の諸会議を持つ。

1. 総 会 総会は本会の最高決定機関である。年一回会長が召集し、役員決定、事業計画・事業報告・予算決算の承認、その他の重要事項を議決する。総会は各校代表によって構成される。総会の議決は委嘱を含め過半数の賛成を得て成立するものとする。なお、会長は事情に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 委員会 委員会は必要に応じて会長が召集する。委員長、委員、事務局で構成し、必要に応じて本会顧問・各校代表などを含めた拡大委員会とすることが出来る。
3. 地区顧問会議 地区顧問会議は年1回以上開催する。総会の意向を受け、委員などの選出、地区諸行事の運営について検討する。

第8条 (会計) 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。会費は毎年度はじめに納付する。金額は別に定める。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 (細則) 本規約の細則は別に定める。

第10条 (規則改正) 本規約の改正は総会の議決による。

細 則 1. 関東高等学校演劇研究大会出場校推薦規約

- (1) 関東高等学校演劇研究大会新潟県予選会で推薦された2校とする。但し本県が大会開催県の場合、3校まで推薦できる。
 - (2) 推薦母体は県協議会とする。
 - (3) 出場校は新潟県代表と称する。
 - (4) 推薦報告の時期は出場年度の11月末日とする。
 - (5) 県予選大会の上演基準は全国大会の基準と同じものとする。
上演基準
 - (a) 脚本は推薦した時のものによる。
 - (b) 上演時間は、演技時間60分以内、装置設置撤去時間30分以内とする。
 - (c) キャスト及びスタッフについては在校生のみとする。
2. 会費
1校当たり 10,000円とする。

付 則 本規約は平成13年5月18日より施行する。
平成24年5月16日改正。